

提出された意見とそれに対する市の考え方及び修正点

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
1	素案 P-4	前文	「亀山市は、鈴鹿山系から布引山系へと続く雄大な山並み、大地に豊かな恵みをあたえる鈴鹿川などの流れの中で、古くから東西交通の要衝として栄えてきました。」について、下句に文面が繋がらず、川の流れの中で、「何をしたのか」記されていません。	<p>ここでは、「亀山市が山並みや川の流れといった自然に恵まれた環境のもと、東西交通の要衝の地として栄えてきた」ことを表現しています。</p> <p>修正なし。</p>
2	素案 P-4	前文	「亀山市は、鈴鹿山系から布引山系へと続く雄大な山並み、大地に豊かな恵みをあたえる鈴鹿川などの流れの中で、古くから東西交通の要衝として栄えてきました。」について、市民的感覚の文として、「雄大な山並み、鈴鹿川などの流れが大地に豊かな恵みをあたえる。古くから東西交通の要衝として栄えてきました。」としてはどうか。	<p>ここでは、「亀山市は」という主語をいれることで、亀山市の条例の前文であることを強調しており、「亀山市は」という主語は必要であると考えています。</p> <p>また、大地に豊かな恵みを与えるのは、雄大な山並みに育まれた「鈴鹿川などの流れ」であるとの考えに基づく表現としています。</p> <p>修正なし。</p>

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
3	素案 P-4	前文	<p>「さあ、このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子どもたちのために、できることから始めようではありませんか。」について、さあは「さあ、帰ろう」というように使うので、「さあ、できることから始めましょう」と呼びかけてはどうか。</p> <p>また、さあを用いず、「このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子どもたちのために、できることから始めようではありませんか。」としても問題はないと思うがどうか。</p>	<p>ここでは、まちづくりを誰のためにしていくのかという対象を明確にし、行動につなげられるような表現とするため、「このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子どもたちのために、」という表現を挿入するとともに、「さあ」という呼びかけを用いており、いずれも前文には必要な表現だと考えています。</p>
				修正なし。
4	素案 P-4	前文	<p>「みんなが助け合い、しあわせに暮らせるまち、住んでみたい、訪れてみたいまちを実現するため、まちづくりの基本を定めるこの条例を制定します。」について、「理念条例を制定します」なのか、「条例を制定します」なのか、定かではない。中身は理念条例と理解しているが、その解釈で良いか。</p>	<p>まちづくり基本条例は、まちづくりの基本を定める理念条例であると考えています。</p>
				修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
5	素案 P-4	前文	「みんなが助け合い、しあわせに暮らせるまち」を実現するためには、市民の人権が守られていることが大切であり、一人ひとりの人権が守られるよう、人権の尊重に関する条文を設けてほしい。	<p>まちづくり基本条例は、まちづくりの各主体の権利や責務、まちづくりの基本原則を定める条例であり、まちづくりにおける市民の権利（第4条第1項から第3項まで）の行使に際しては、国籍、人種、信条、性、社会的身分、障がいの有無等により、差別されないこと（第4条第4項）、まちづくりにあたっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならないこと（第13条）を定めています。</p> <p>なお、まちづくりの分野に限定されない人権の尊重については、人権に関する個別の条例等の制定について、検討していく必要があると考えています。</p>
				修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
6	素案 P-4	前文	「ひとりひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」とは、ひとりひとりの人権が大切にされ、共生できるまちだと思います。そのことについても、前文に具体的に明記されるとよいのではないかと思います。	<p>まちづくり基本条例は、まちづくりの各主体の権利や責務、まちづくりの基本原則を定める条例であり、まちづくりにおける市民の権利（第4条第1項から第3項まで）の行使に際しては、国籍、人種、信条、性、社会的身分、障がいの有無等により、差別されないこと（第4条第4項）、まちづくりにあたっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならないこと（第13条）を定めています。</p> <p>なお、まちづくりの分野に限定されない人権の尊重については、人権に関する個別の条例等の制定について、検討していく必要があると考えています。</p>
				修正なし。
7	素案 P-4	前文	前文について 「平和」の文字を前文に入れてほしい。	<p>まちづくり基本条例は、亀山市という限定的な地域のまちづくりについての条例であること、「平和」に関する条項を条例中で設けていないことから、前文には入っていません。</p>
				修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
8	素案 P-4	前文	前文について 「さあ、このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子どもたちのために、できることからはじめようではありませんか。」「みんなが助け合い、しあわせに暮らせるまち、住んでみたい、訪れてみたいまちを実現するため、まちづくりの基本を定めるこの条例を制定します。」の前後を入れ替えてほしい。	<p>前文については、</p> <p>第1段落 自然や歴史 第2段落 目指すまちの姿 第3段落 目指すまちを実現するための方法 第4段落 目指すまちを実現しようという呼びかけ 第5段落 条例制定の宣言</p> <p>としており、目指すまちの姿に関して第2段落から、第4段落の流れを作ったうえで、条例を制定するという宣言につなげる構成としています。</p>
				修正なし。
9	素案 P-4	前文	前文について 前文の冒頭の2つの段落を書き直す。大昔の総計等委託先の作った典型的記載方法である。「なぜ必要なか」を強調しなければ、意味をなさない。美辞麗句を並べた挨拶文であってはならないと思います。	<p>冒頭の2つの段落については、亀山市の目指すまちの姿を導き出すための大切な要素であり、前文には必要な記載であると考えています。</p> <p>また、まちづくり基本条例は、長期的な亀山市のまちづくりの基本理念等を盛り込んだものであり、具体的な条例策定の背景については、解説の3ページ「策定経過」において、「この条例は、今後人口が減少するなど、今までと同じまちづくりのやり方を続けることが難しくなる中で、そうした環境の変化に対応した亀山市が目指すまちづくりの基本理念や、その実現のために必要な市民・議会・執行機関の役割などをみんなで共有してまちづくりを進めていくために策定が始まりました。」として説明することとしています。</p>
				修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
10	-	-	基本条例については、亀山市の施設が人に優しく、自然環境が豊かで、人権が大切にされていることを実感できるまちづくりを期待します。	まちづくり基本条例に基づき、そうしたまちづくりに取り組んでいきます。 修正なし。
11	-	-	「人権」を大切にしたい視点でまちづくりや行政システムが十分機能して欲しい。 「人権の」文字が条例の中に入り、大切にされて欲しい。	まちづくり基本条例は、まちづくりの各主体の権利や責務、まちづくりの基本原則を定める条例であり、まちづくりにおける市民の権利（第4条第1項から第3項まで）の行使に際しては、国籍、人種、信条、性、社会的身分、障がいの有無等により、差別されないこと（第4条第4項）、まちづくりにあたっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならないこと（第13条）を定めています。 なお、まちづくりの分野に限定されない人権の尊重については、人権に関する個別の条例等の制定について、検討していく必要があると考えています。 修正なし。
12	-	-	少数の意見や老人や障がいがある人、外国にルーツをもつ人らが暮らしやすいまちづくりを行ってほしい。	まちづくり基本条例に基づき、そうしたまちづくりに取り組んでいきます。 修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
13	-	-	共通理解が図れてよりよい街づくりにつなげてほしい。	まちづくり基本条例に基づき、そうしたまちづくりに取り組んでいきます。
				修正なし。
14	-	-	少数意見でも反映されるといいと思います。	まちづくり基本条例に基づき、そうしたまちづくりに取り組んでいきます。
				修正なし。
15	-	-	街づくりをするにあたって、執行機関、または人への負担に偏りがないようにうまく分担して、やっていかなければならないと思う。マイナスになっては意味がない。	まちづくり基本条例に基づき、それぞれの役割に基づいたまちづくりを進めていきます。
				修正なし。
16	-	-	誰にでも居心地のよい街につながるようみんなで考えられる亀山市になってほしい。	まちづくり基本条例に基づき、そうしたまちづくりに取り組んでいきます。
				修正なし。
17	-	-	人権が大切にされる街づくりをぜひさらに進めていただきたい。	まちづくり基本条例に基づき、そうしたまちづくりに取り組んでいきます。
				修正なし。

NO.	該当 ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
18	-	-	基本的にはこの方針でよいと思います。	まちづくり基本条例に基づき、今後のまちづくりに取り組んでいきます。 修正なし。
19	-	-	前文や目的等に人権が尊重される街づくりに力を入れて進めてほしいのような文言を入れてほしい。	まちづくり基本条例は、まちづくりの各主体の権利や責務、まちづくりの基本原則を定める条例であり、まちづくりにおける市民の権利（第4条第1項から第3項まで）の行使に際しては、国籍、人種、信条、性、社会的身分、障がいの有無等により、差別されないこと（第4条第4項）、まちづくりにあたっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならないこと（第13条）を定めています。 なお、まちづくりの分野に限定されない人権の尊重については、人権に関する個別の条例等の制定について、検討していく必要があると考えています。 修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
20	-	-	具体的にこの条例で何がどう変わるのかわかるようにしてほしい。	<p>まちづくり基本条例では、この条例に基づくまちづくりを推進していくために、第4章を「この条例に基づくまちづくりの推進」として、この条例に基づくまちづくりの推進のための具体的な方法を定めることを定めています。</p> <p>具体的な方法については、まちづくり基本条例推進計画を策定し、各施策について、市民参加や協働の仕組みなどを定めることを想定しています。また、まちづくり基本条例推進委員会においては、まちづくり基本条例推進計画の策定に当たっての調査検討などを行うことを想定しています。</p>
				修正なし。
21	-	-	市民のだれもが本条例の内容を理解できるように、全文を通して、わかりやすい言葉で具体的に表現してほしい。	<p>条文については、できるだけシンプルでわかりやすい表現に努めるなかで、詳しい説明が必要な部分については、解説等でわかりやすくお伝えしていきます。</p> <p>また、具体的な取り組みについては、まちづくり基本条例推進計画を策定し、各施策について、市民参加や協働の仕組みなどを定めることを想定しています。また、まちづくり基本条例推進委員会においては、まちづくり基本条例推進計画の策定に当たっての調査検討などを行うことを想定しています。</p>
				修正なし。

NO.	該当 ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
22	-	-	<p>素案作成の基本姿勢について 市作成の素案は、一言で言えば「前例踏襲、観念的、守旧的安全策」により作成されていると思います。それゆえ、市民の心に響きません。 「まちづくりの基本を定める条例」です。だからこそ過去ではなく、「5年後、10年後の亀山市、亀山市民を考えると」作成されねばなりません。なにより、市民の心に訴え、感動を与えるものでなければなりません。どのような構成体でも、構成員に夢と勇気を与え、チャレンジ精神を喚起させることがリーダーシップだと思います。</p>	<p>各条文の言葉については、市民25名からなる「亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会」の100回に及ぶ話し合いを経て市長に提案された『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』に込められたまちづくりへの思い、執行機関の亀山市の今後のまちづくりへの思いを基本理念として凝縮し、内容が端的にわかるよう、できるだけシンプルでわかりやすい表現に努めました。</p>
				修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
23	-	-	<p>素案作成の基本姿勢について まちづくり基本条例に関するパブリックコメント手続きが実施されていることを知らなかった市民が大多数ではないか。 広報掲載等最低限の情報しか与えていないのではないか。なぜ「かめやま市民会議」を開催しなかったのか。 市最終素案作成過程において、市民間での盛り上がりがなくして、条例の実効性云々は論外だと思います。</p>	<p>パブリックコメントに関する広報については、企画政策部企画経営室、情報公開コーナー、関支所窓口、あいあい窓口、市内の各コミュニティセンター、市ホームページに資料を設置するとともに、パブリックコメント手続きについて広報かめやまに掲載して周知に努めています。</p> <p>また、パブリックコメント手続きは特定の場での広報ではなく、不特定多数の方からの意見を募集するものであり、かめやま市民会議は開催していません。</p> <p>条例の実効性の確保については、この条例に基づくまちづくりを推進していくために、第4章を「この条例に基づくまちづくりの推進」として、この条例に基づくまちづくりの推進のための具体的な方法を定めることを定めています。</p> <p>具体的な方法については、まちづくり基本条例推進計画を策定し、各施策について、市民参加や協働の仕組みなどを定めることを想定しています。また、まちづくり基本条例推進委員会においては、まちづくり基本条例推進計画の策定に当たっての調査検討などを行うことを想定しています。</p>
				修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
24	-	-	<p>素案作成の基本姿勢について</p> <p>これまでの「考える会」の議論を再読し、さらに「考える会」会議を再開し、また広範な市民に呼びかけ「かめやま市民会議」を開催し、素案全体を再考してほしい。</p>	<p>まちづくり基本条例は、市民25名からなる「亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会」の100回に及ぶ話し合いを経て市長に提案された『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』に定められたまちづくりへの思い、執行機関の亀山市の今後のまちづくりへの思いを基本理念として凝縮して作成しています。</p> <p>その過程において、「考える会」での議論の内容や、かめやま市民会議等での市民の皆様のご意見等は、この条例にできる限り盛り込んでいます。</p> <p>この条例を亀山市のまちづくりの新たな始まりとして、今後のまちづくりに取り組んでいきます。</p>
				修正なし。
25	-	-	<p>素案全体の用語、文体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読みやすく、親しまれる文体とする。 ・違和感を覚える「執行機関」を「行政」に変える。文脈から「行政＝市当局」と判断される場合がほとんどである。一般的に、この意味で使われている場合が多い。本条例は机上の学問の世界の議論ではない。行動条例でなければならない。用語は「狭義」との注釈（附則）をつければ良いのではないのでしょうか。 	<p>各条文については、内容が端的にわかるよう、できるだけシンプルでわかりやすい表現に努めました。</p> <p>また、他の条例等との整合性を確保し、正確な表現とするため、「執行機関」を用いています。</p> <p>条例の実効性の確保については、この条例に基づくまちづくりを推進していくために、第4章を「この条例に基づくまちづくりの推進」として、この条例に基づくまちづくりの推進のための具体的な方法を定めることを定めています。</p> <p>具体的な方法については、まちづくり基本条例推進計画を策定し、各施策について、市民参加や協働の仕組みなどを定めることを想定しています。また、まちづくり基本条例推進委員会においては、まちづくり基本条例推進計画の策定に当たっての調査検討などを行うことを想定しています。</p>

NO.	該当 ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
				修正なし。

NO.	該当 ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
26	-	-	<p>市議会提出日（予定日）、条例施行日（予定日）について</p> <p>市議会提出日（予定日）、条例施行日（予定日）について、「総合計画」に記載してあるからという理由で、性急に本年度中（3月末）の制定をめざすべきではない。</p> <p>6月議会提出、遅くとも9月成立でも良いのではないか。</p> <p>市民への関心醸成に極めて重要で、貴重であると考えます。</p>	<p>まちづくり基本条例は、市民25名からなる「亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会」の100回に及ぶ話し合いを経て市長に提案された『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』に定められたまちづくりへの思い、執行機関の亀山市の今後のまちづくりへの思いを基本理念として凝縮して作成する中で、平成19年度、20年度、21年度と3年の期間をかけて広報周知も含め、策定作業を進めてきました。</p> <p>この条例を亀山市のまちづくりの新たな始まりとして、今後のまちづくりに取り組んでいきます。</p>
				修正なし。
27	-	-	<p>市議会提出日（予定日）、条例施行日（予定日）について</p> <p>「議会基本条例」との同時成立が望ましいと考えています。</p>	<p>まちづくり基本条例と議会基本条例は、条例の規定範囲に差異があるため、必ずしも同時に提案する必要はないものと考えています。</p>
				修正なし。

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
<p>※パブリックコメント手続きとは別に、例規審査の過程で文言等の修正を行っています。 ※なお、各条項の意味内容についての変更は行っていません。</p>				
1	素案 P-3・9	第4章 章名	本条例は、まちづくりに関する権利や責務、まちづくりの基本原則等を定めた条例であり、具体的な施策等を定めたものではないことから、第4章の章名、第19条、第20条第1・2項の中の「条例の推進」を「この条例に基づくまちづくりの推進」に変更します。	
		第19条 第1項		
		第20条 第1・2項	第4章の章名、第19条、第20条第1・2項の中の「条例の推進」を「この条例に基づくまちづくりの推進」に変更。	
2	素案 P-3・9	第19条 見出し	「条例の推進」を「この条例に基づくまちづくりの推進」に変更したことに伴い、第19条の見出しを「条例の推進」から「推進義務」に変更します。	
			第19条の見出しを「条例の推進」から「推進義務」に変更。	
3	素案 P-3・9	第20条 見出し	委員会の名称は、「亀山市〇〇委員会」としていることから、第20条の見出し及び第20条第1項の中の「まちづくり基本条例推進委員会」を「亀山市まちづくり基本条例推進委員会」に変更します。	
		第20条 第1項	第20条の見出し及び第20条第1項の中の「まちづくり基本条例推進委員会」を「亀山市まちづくり基本条例推進委員会」に変更します。	

NO.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
4	素案 P-6	第4条 第5項	第1項・第2項・第3項を示す際には、「第1項から第3項まで」と表すことから、第4条第5項の中の「第1項、第2項及び第3項」を「第1項から第3項まで」と変更します。	
			第4条第5項の中の「第1項、第2項及び第3項」を「第1項から第3項まで」と変更。	
5	素案 P-7	第8条 第1項 第9条 第2項	その章の次の章を示す際には、「次章」と表すことから、第8条第1項及び第9条第2項の中の「第3章」を「次章」に変更します。	
			第8条第1項及び第9条第2項の中の「第3章」を「次章」に変更。	
6	素案 P-8	第13条 から 第18条	「あたって」は「当たって」と漢字で表記することから、第13条から第18条中の「あたって」を「当たって」に変更します。	
			第13条から第18条中の「あたって」を「当たって」に変更。	
7	素案 P-9	第20条 第1項	委員会等の設置は、地方公共団体が行うこととなっていることから、第20条第1項の中の「市長は、」を削除します。	
			第20条第1項の中の「市長は、」を削除。	